

くらしの 疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約400件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。



ストッキングから白い粉！

Q. タンスにしまっておいた黒いストッキングをはいたところ、白い粉が大量に出てきた。表面や裏面にも白い粉が大量に付着し、色むらになっている。身体に害はないだろうか。



劣化したポリウレタン

A. 苦情品を観察したところ、表面や裏面に白い粉状のものが大量に付着し、手で払うとぱらぱらと粉になって落ちてきました。

実体顕微鏡で拡大観察したところ、ストレッチ性を持たせるために使用されているポリウレタンが劣化し、切れたものが表面に飛び出して、粉状になっていることが確認できました。ポリウレタンは使用頻度に関係なく、一定期間が経過すると加水分解（空気中の水分や汚れの付着で分解する反応）する性質があります。耐用年数は、一般的に製造から2～3年と言われています。白い粉はポリウレタンが劣化したものなので、身体に影響はない旨、回答しました。

食品なのに、なぜ賞味期限がないの？



Q. 清酒を購入したところ、賞味期限の表示がなかった。問題ではないか。

省略できるものもある

A. 食品表示法では、加工食品には消費期限が賞味期限を、容器や包装に見やすく表示することとされていますが、清酒（日本酒）を含む酒類は長期的に保存しても品質が劣化しないので、賞味期限の表示を省略できることになっています。ただし、清酒の場合は、清酒の製法品質表示基準で製造月日の表示が義務付けられています。この場合、いわゆる「仕込み」の時期ではなく、原則として「販売のため容器に充てんし密封した時期」を指します。

酒類以外にもでん粉やチューインガム、冷菓、砂糖、食塩など、品質劣化が少ないものには賞味期限の表示を省略できます。

このように賞味期限の表示がない場合、見た目やおい等により、五感で食べられるか判断しましょう。

蛍光灯の光で充電できない腕時計

Q. しばらく使用していなかったソーラー電池の腕時計が止まっていたので、蛍光灯で充電しようとしたが、全く動かない。故障だろうか。



まず直射日光で充電を

A. 蛍光灯は太陽光に比べると非常に弱く、充電に時間がかかります。まずは時計が熱くなりすぎないように注意しながら直射日光で充電させてみて、それでも動かないようであれば、故障の可能性があります。そのときは販売店に見てもらいましょう。

使用しないときは電池切れを防ぐために明るい場所で保管しましょう。

覚えのないアイコン。PC の故障か？

Q. インストールした覚えのないソフトのアイコンがデスクトップにあり、インターネットを立ち上げようとするとエラーメッセージが出て煩わしい。パソコンが故障したのか。



ニセ警告に注意！

A. インストールした覚えがないというソフトやインターネットを立ち上げた際に出るエラーメッセージは、ウイルス感染の誘導ソフトだったのでアンインストールしました。また、ウイルス対策ソフトが機能無効になっていたので有効にし、スキャンを実行してウイルスを駆除しました。

この事例のほかにも、「ウイルスを検出しました」というニセの警告文や、「ビーッ」という警告音の後、「パソコンからウイルスが検出されました」などという画面が出現し、不安をあおって電話をかけるよう仕向け、その結果、サポート契約やソフトウェアを購入させるアプリへ誘導してインストールさせる詐欺があります。

警告画面を閉じようとしても繰り返し同じ画面が出るなど、パソコンがコントロールできなくなったように思わせますが、実際にはパソコンはウイルスに感染していません。

このような警告が表示されても慌てず、まずはブラウザを閉じましょう。閉じることができない場合、パソコンを再起動すればブラウザを閉じることができます。

モバイルバッテリーは安全か？

Q. モバイルバッテリーを購入しようと思っているが、度々事故が起きているので不安だ。品質や安全性を見極める方法はないか。



2月からPSEマーク義務化

A. モバイルバッテリーはリチウムイオン電池を使った充電器で、小型でポケットなどに入れて持ち歩くことができることから人気を集めています。一方、列車の中でモバイルバッテリーから煙が出て列車が緊急停止したトラブルや、発火や破裂によるけがなどの事故が急増しています。

リチウムイオン電池はほかの電池よりも電圧が高く、容量は倍以上あります。異物が混入して電極同士がショートすると、発火事故につながりやすいといわれています。

そこで、国はモバイルバッテリーを法令の規制対象にし、電気製品安全法に適合した証のPSEマークがついていないものは、2月から輸入・製造・販売を禁止しています。

購入の際はマークの確認をし、2月以前に購入したマークのない製品については、消費者庁のリコール情報サイト等でリコール対象となっていないか確認してください。



PSEマーク

調べてほしいことはありませんか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質調査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください(相談専用電話050-

7505-0999)。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。

